

お知らせ

平成 29 年 11 月 16 日

J A R D

平成 29 年 12 月 1 日からアマチュア局の保証が変わります(お知らせ) ～審査内容の変更及び保証料体系の見直し～

平成 17 年 12 月 1 日施行のスプリアス規格の改正に伴う経過措置の一部が、平成 29 年 11 月 30 日に終了するため、平成 29 年 12 月 1 日以降は、新スプリアス規格に適合した無線設備以外は、免許・変更許可が受けられなくなります。

JARD ではこれに伴い、12 月 1 日から、これまで実施して来たアマチュア局の保証のうち、無線局の開設並びに無線設備の取替え、増設及び変更に係る手続きを行う際の保証(基本保証)の審査において、申請に係るすべての無線設備が新スプリアス規格に適合していることの確認(※)を行うよう審査内容を変更します。

なお、JARD が公表している「スプリアス確認保証可能機器リスト」に掲載されている無線機については、これまでどおりの手続きで保証が受けられます。

※:新スプリアス規格に適合していることの確認方法については添付資料のとおりです。

また、これに合わせて、保証料の体系についても、審査の実態に合わせるとともに、スプリアス確認保証の料金体系と統一することとし、「基本料金(1台分を含む。)」に「無線設備の台数分に応じた料金」を加算する方式に変更させていただきますので、お知らせします。

なお、12 月 1 日からの変更となりますが、周知期間を考慮して、新料金の適用は平成 30 年 4 月 1 日からとします。

変更内容

1 審査内容の変更

無線設備の技術基準に係る審査において、すべての無線設備が、新スプリアス規格に適合していることを確認することとなります。

2 保証料の体系の見直し

保証料の体系について、「基本料金(1台分を含む。)」に「無線設備の台数分に応じた料金」を加算する方式に変更します。

○保証料 開設及び(機器の取替え、増設等の)変更保証

基本料金(1台分の無線機を含む) 4,000円

台数分に応じた料金(2台目以降1台ごとに) 1,000円

○設置場所の変更(変更なし)

1件あたり 2,500円

本件についてのお問い合わせは以下までお願いします。

(お問い合わせ先) 一般財団法人日本アマチュア無線振興協会(JARD)

保証事業センター(基本保証担当)

電 話 : 03-3910-7263 E-mail : hosho@jard.or.jp

添付資料

H29.12.1 以降のアマチュア局の保証（基本保証）に当たって、新スプリアス規格に適合していることの確認方法

1 「スプリアス確認保証可能機器リスト」に掲載されている機器の場合

これまでどおりのお申込みにより保証を行います。

なお、新たな資料の提出は不要です。

2 「スプリアス確認保証可能機器リスト」に掲載されていない機器の場合

これまで提出をお願いしている送信機系統図、附属装置の諸元に加えて、次のような資料などを提出していただくことにより保証を行います。

(1) 国内メーカー製機器（平成17年11月以前の旧スプリアス規格により設計・製作されたもの）

①JARL 登録抹消機種（JARL 登録機種以前の機種含む。）及び JARL 登録機種

②旧技術基準適合証明機器

③メーカー製機器を一部改造したもの（自作機としては扱いません）

（提出いただく資料）

新スプリアス規格を満たしている事の確認ができる資料（※）の提出をお願いします。

※「帯域外領域」及び「スプリアス領域」それぞれ1波分について、測定を行ったスペクトラムアナライザの画面の写真など

この場合の測定周波数及び電波の型式については、当該無線機を使って主に運用する周波数帯など適宜選定して下さい。

なお、実際に使用した測定器の名称、測定日及び測定者の氏名は記述していただきますが、その測定器が1年以内の較正の有無については記述不要です。

また、JARL が必要と判断する場合には、追加の資料の提出をお願いすることがあります。

(2) 自作機、キット、外国製の機器

①平成17年11月以前の旧スプリアス規格により設計・製作されたもの

(1) の国内メーカー製機器に同じ

②平成17年12月以降に新スプリアス規格により設計・製作されたもの

保証願書に平成17年12月に施行された新スプリアス規格により設計・製作したものであることの記述（自作機）、又は平成17年12月以降に設計・製作されたものであることの記述（自作機以外）を行って申込をして下さい。

なお、JARD が必要と判断する場合には、新スプリアス規格を満たしていることの確認ができる資料の提出をお願いすることがあります。